

八王子市立片倉台小学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立片倉台小学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の取組を徹底する。

○令和7年度の重点項目

自他の生命を尊重する意識を高める。
「言葉遣いは心遣い」を合言葉に人権教育の徹底を図る。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

- ・特別の教科道徳における授業内容の充実
- ・児童の自己肯定感を高める工夫
- ・自己表現力、コミュニケーション力の育成

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週金曜日 14時30分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、SC
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

いじめの把握 → 事実確認の徹底 → 管理職・幹部教員への報告、相談 → いじめ対策委員会にて対応、体制を協議 → 全教職員による共通理解 → 被害児童及び保護者に対する支援 → 教育的配慮のもと、加害児童に対する毅然とした指導及び保護者に対する助言 → 必要に応じて関係諸機関との連携

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 4日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
- 7月23日 「重大事態の理解と対応」
- 12月25日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育の充実
- ①いじめ防止に関する授業を各学期に1回以上行う
- ②児童会活動等、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組
- ③規範意識を高め、傍観者的態度を許さない指導

SOSの出し方に関する授業

- ・各学年の理解度に応じた内容で実施
- ・6月と11月のふれあい月間、いのちの大切さを考える日にあわせて、映像資料を活用した指導の実施
- ・児童アンケートをもとに、児童個々の状況に応じた指導と助言

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・校長による生命尊重に特化した講話
- ・道徳授業地区公開講座において生命尊重、いじめ防止に関する授業を実施
- ・「SOSの出し方」を学年の発達段階に応じて視聴
- ・児童アンケートの実施

児童の自己肯定感を高める取組

- ・学級活動や学校行事における振り返りの中で、教師や児童同士による認め合いの活動の実施
- ・キャリアパスポートを活用し、自己肯定感や自己有用感を高める指導・助言
- ・保護者会や個人面談において、児童の良さに着目した話題の提供

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。